平成２５年（フ）第５１２９号
大阪市生野区巽北３丁目８番２―305号
債務者　安部　健太
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１５１号
大阪市北区天神橋７丁目13番18―405号
債務者　河知　克幸
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１５８号
大阪府守口市大日町１丁目３番18号
債務者　金城　瞭志
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２１４号
大阪府吹田市江坂町２丁目12番11号
債務者　石井　　尊
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２４４号
大阪市住之江区粉浜１丁目26番７号　エレガントコハマ401号
債務者　風早　孝樹
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８６号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目３番33―401号、前住所大阪府枚方市西田宮町20番１―403号
債務者　髙橋　太郎
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４１６号
大阪市東淀川区豊里５丁目９番３―206号
債務者　青木　卓巳
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５２１号
大阪市浪速区難波中３丁目14番５号　新日本難波ビル61号
債務者　松嵜　　愛
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５２２号
大阪府門真市三ツ島１丁目11番４―102号
債務者　田中　裕記
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１７号
大阪府寝屋川市日新町２番19―202号
債務者　荒木　忠志
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６２２号
大阪市旭区赤川４丁目12番18号
債務者　納田　勝久
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３０号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1538番地、申立時の住所神戸市北区北五葉３丁目８番26―404号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―1008号
債務者　日髙　輝章
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４０号
神戸市東灘区深江南町３丁目５番１―414号
債務者　山口　悦代
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８号
広島県尾道市正徳町13番６号
債務者　笹井　早苗
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
佐賀県鹿島市大字高津原3470番地１
債務者　成冨　昭則
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１９３号
長崎県長崎市滑石２丁目23番16号　滑石テラスハウスＡ棟５号
債務者　中川　俊久
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
沖縄県浦添市牧港３丁目34番１号
債務者　玉城　弥生（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６０号
長野県下伊那郡阿南町北條2691番地１
債務者　南島　貢貴
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所飯田支部